

令和8年度 山形県障がい者ピアサポート研修（フォローアップ研修）実施要領

【追加募集】

1 目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組みを支援することを目的とします。

2 主催 山形県

3 主管 山形県精神保健福祉士協会

4 受講対象者

- ①就労継続支援 A・B型、相談支援事業所等において、ピアサポーターとして従事する又は従事しようとする当事者（障がいの種別及び常勤・非常勤を問わない）
- ②上記①の者と同一事業所内に所属し、上記①の者と協働して管理者等として従事する者又は従事しようとする者
- ③ピアサポーター活動に関心のある当事者（障がいの種別は問わない）
- ④ピアサポーターの雇用や活用を考えている障がい福祉サービス事業所等の職員

※ これまでに基礎研修及び専門研修を修了している方が対象となります。

5 研修日程及び会場

日程	会場
令和8年6月19日（金）、6月26日（金） （全2日間）	山形市総合福祉センター （〒990-0832 山形市城西町2丁目2番22号）

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定時にお知らせします。

各講義の後に演習（グループでの話し合い）があります。

長時間の研修ですが、途中休憩をはさみながら進めます。

演習のグループについては、ピアサポーターと管理者等の混合のグループになります。

7 受講定員及び選定基準

30名程度とし、定員を超える申込みがあった場合は、次の点を考慮して選定します。あらかじめ御了承ください。（先着順ではありません。）

- (1) 山形県内に在住または山形県内の事業所に従事している方
- (2) 上記「4 受講対象者」の①、②に該当する方

※ 当研修は国の実施要綱に基づき実施するもので、国から受講を求められているのは、①、②に該当する方となっているため。

8 受講申込

(1) 申込方法

電子申請

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームから御申込みください。
電子申請完了後、申込みの際入力したメールアドレス宛に「整理番号」「パスワード」が記載されたメールが自動発信されます。研修最終日まで大切に保管してください。

(2) 申込先

やまがた e 申請 山形県電子申請サービス (外部リンク)

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=8yspsfu

※ 障がい当事者の方で、電子申請が難しい等の御事情がある方は、山形県障がい福祉課まで御連絡ください。

(3) 申込締切日

申込締切日：**令和8年5月22日（金）17時 時間厳守（先着順ではありません。）**

※ 令和8年5月22日（金）17時まで必要な事項を全て入力し、「申込みボタン」を押してください。

※ 受講決定を行う際の重要な情報となりますので、記載漏れのないよう、必ず記入してください。また記載内容に虚偽が認められた場合は受講決定を取り消す場合もあります。

(4) 受講決定

受講の可否の決定は、令和8年5月末頃に申請時に入力したアドレスあてにメールで通知する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いいたします。

受講決定後の受講者の変更はできません。

9 研修受講にあたっての注意事項及び留意事項

- ◇ 公共交通機関の遅れ、又は大雨、豪雪、交通事故による渋滞等の道路状況の乱れによる遅刻に限り、以下ア及びイにより研修の受講を認めます。
 - ア 研修開始（最初の講義）後 30 分以内の遅刻であること かつ
 - イ 会場到着時に遅延証明書を提出すること（公共交通機関の遅れのみ）
- ◇ 遅刻や離席（15分以上）をした場合、欠席とします。なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。科目の免除はありません。
- ◇ 入所施設等で従事されている方もおられますので、受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。発熱・咳等の症状があるなど体調の悪い方は、研修の受講をお控えいただく場合があります。
- ◇ 会場内が暑い場合、又は空調設備により涼しくなる場合がございますので、着脱しやすい衣服による調整や水分の御用意を各自お願いいたします。

10 自然災害の発生時と対応について

自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。延期・中止の際の詳細はホームページにてお知らせします。

自然災害により出席が困難となった場合は、山形県障がい福祉課もしくは山形県精神保健福祉士協会あて御連絡ください。

11 修了証書

全科目（講義・演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 15 分以上の遅刻、早退等の場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（過度な携帯電話・スマートフォン等の使用を含む）
- ※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。紛失した場合、研修を修了したことを証明する書類が必要な場合には「修了証明書」を発行します。希望される方は、山形県障がい福祉課（023-630-2148）まで連絡をしてください。なお、発行までに2～3週間の時間を要します。紛失しないよう管理をお願いします。

12 受講料

上記「4 受講対象者」の②、④に該当する障がい福祉サービス事業所等の管理者・職員等については3,000円

※ 上記「4 受講対象者」の①、③に該当する障がい当事者は無料です。

納付方法は受講決定時にお知らせします。

なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。

また、研修会場までの旅費、滞在費等研修にかかる費用は、各事業所または受講者において御負担ください。

13 受講の受講にあたっての合理的配慮について

研修受講において、配慮を必要とすること（車椅子・手話通訳など）がありましたら、お申込みの際に「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームの「研修受講における配慮すべき事項」に御入力ください。

詳細を確認するため連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

14 その他

- (1) 昼食は各自で御準備ください。
- (2) 修了者については、山形県が修了者名簿を作成・管理し、指定権者等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。修了者名簿には障がいに係る情報は記載しません。
- (3) 研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページ（下記 URL）に掲載しますので適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/piasupportkensyu.html>

15 問い合わせ先

《研修内容（受講料振込等）・受講申込（電子申請以外）等に関する問い合わせ》

〒991-0041 山形県寒河江市寒河江塩水4番地1

山形県精神保健福祉士協会（担当：本間）

TEL 0237-84-1566 FAX 0237-84-7880

《受講申込（電子申請）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当（担当：遠藤、皆川）

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

<フォローアップ研修カリキュラム（時間などの詳細は別途お知らせいたします。）>

1 日目		
科目名	時間数	内容
講義	540分	
1 専門研修の振り返り	30分	・専門研修の振り返り
2 障害特性	60分	・障害領域ごとの障害特性
3 働くことの意義	30分	・ピアサポーターとして職場にもたらす効果
4 演習①	60分	・講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障害者雇用	40分	・障害者雇用の実際と留意点
6 演習②	60分	・講義「障害者雇用」の振り返り、気づきの共有
2 日目		
7 ピアサポーターとしての継続的な就労	60分	・ピアサポーターとしての能力を発揮し、働き続けるために必要なポイント
8 ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法	60分	・職場内や関係機関との連携の中で発信力を高めることによる専門性の発揮方法
9 演習③	70分	・講義「ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法」の振り返り、気づきの共有、事例検討等
10 ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備	30分	・ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点
11 演習④	40分	・講義「ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備」の振り返り、気づきの共有

※3, 7, 8, 10 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者が講師であること

※9 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障がい当事者及び専門職が講師であること